

料金規定

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのUCOM光 レジデンス契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。

(料金の日割)

- 2 当社は、次の場合、その月の基本利用料を利用日数に応じて日割します(日割は暦日数により行います。)
 - (1) 暦月の初日以外の日にUCOM光 レジデンスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にUCOM光 レジデンス契約の解除があったとき。
 - (3) UCOM光 レジデンスの提供を開始した日にUCOM光 レジデンス契約の解除があったとき。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が定める期日までに、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。この場合において、金融機関等に支払う手数料について、次のとおり支払いを要します。

区別	支払いを要する者
口座振込	契約者
口座振替または自動払込み	当社または当社が料金回収業務を委託する事業者

(消費税相当額の加算)

- 5 本約款の規定により料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は建物ごとの契約別表のサービス概要に定めるものとし、これに消費税相当額を加算した額を請求するものとします。なお、消費税の税率に変動があった場合には変動後の税率を適用し加算します。
ただし、第11条(契約者が行うUCOM光 レジデンス契約の解除)2項に定める、契約期間内にUCOM光 レジデンス契約の解除があった場合に契約者が支払うべき違約金についてはこの限りではありません。

(課金開始日)

- 6 本約款第21条に定める基本利用料の支払について、建物ごとの契約その他の当事者の合意にて別途課金開始日を定める場合はその定めるところによります。
また、建物ごとの契約その他当事者の合意において、本サービスの提供開始日、課金開始日を予定日として仮に定めた場合、当該予定日までに当事者より何ら変更の意思表示がない場合、予定日を確定日として取り扱います。